

令和7年度第2回北栄町隣保館運営審議会・児童館運営委員会

日時 令和7年11月27日（木）
午後7時～午後8時
会場 ほくほくプラザ
（北栄人権文化センター）

日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 審議会・委員会の成立について
- 4 協議・報告事項
 - (1) 令和7年度事業実施状況について…P 3
 - ア 隣保館事業
 - イ 児童館事業
 - ウ その他（共通項目含む）
 - (2) 令和8年度事業計画について…P 16
 - ア 隣保館事業
 - イ 児童館事業
 - (3) その他
- 5 その他
- 6 閉会

北栄町隣保館運営審議会・児童館運営委員会 委員名簿

(敬称略)

	役職	氏名	備考
1	自治会長会代表	三谷 尊仁	
2	大野自治会長	山根 ひろ子	会長
3	東亀谷自治会長	松田 雅彦	
4	小学校代表 ・北条小学校校長	小田 信之	
5	中学校代表 ・大栄中学校校長	妙泉 直子	
6	こども園・保育所代表	竹本 幸子	
7	小学校PTA代表 ・大栄小学校PTA代表	高松 賢二	
8	中学校PTA代表 ・北条中学校PTA代表	門脇 友美	
9	民生児童委員代表	遠藤 万里子	副会長
10	北栄町社会福祉協議会代表	前田 悦子	
11	一般公募	杉川 恵美子	

任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日まで

事務局

1	教育長	笠見 隆志
2	生涯学習課 課長	渡辺 健二
3	ほくほくプラザ（北栄人権文化センター）館長	吉田 千成
4	生涯学習課 人権教育推進室 室長	川本 伸明
5	生涯学習課 人権教育推進室 主任	岩垣 慎
6	生涯学習課 人権教育推進室 人権教育推進員	堀江 純子

北栄町隣保館運営審議会・児童館運営委員会とは・・・

ほくほくプラザの持つ隣保館機能(※1)及び児童館機能(※2)が十分に発揮され、その適正な運営を図ることを目的に設置されています。

※1 地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点施設

※2 子どもの心身の健やかな成長、発達及び自立が図られることを地域社会の中で具現化する施設

4 協議・報告事項

(1) 令和7年度事業実施状況

ア 隣保館事業

令和7年度隣保館事業実施状況

・研修・学習・会議

実施日	事業名	事業内容	対象者	参加者	昨年度
6月10日	大栄中学校1年生人権学習	人権啓発の拠点としての役割	大栄中1年生	61	79
6月24日	北条中学校1年生人権学習	人権啓発の拠点としての役割	北条中1年生	79	66

140 145

・定期開催事業

実施日	事業名	事業内容	対象者	参加者	昨年度
第2.4土曜日	各種教室〈習字教室〉	小・中学生は学年ごと、大人は個人に合わせて字を書く。14回開催	小中学生と大人	190	191
第2日曜日	絵本の読み聞かせ会	絵本読み聞かせ。7回開催	幼児とその保護者	325	366
第3金曜日	おしゃべりサロン	軽食・場所を提供。7回開催	主に高齢者	41	40
年4回	ほくほく食堂	みんなで食事、遊び、学びをする。学校長期休業中に開催	小学生から大人	73	43
随時	相談事業	各種相談	主に地域住民	19	20

648 660

・広報事業

実施日	事業名	事業内容	対象者	
最終木曜日	ほくほくプラザだより	広報紙発行。全戸配布	北栄町内全戸	

令和7年度 分かりやすいじんけんの話（講演会）

実施日	回	テーマ	講師	対象	参加者
内 容					
5月30日	第1回	生活困窮者の人権	北栄町役場 福祉課 松嶋 まゆみさん	一般	38
<p>「安心して生活できること～生活困窮者への支援を通じて～」と題し、生活が困窮している人の状況や様々な支援の方法をお話されました。生活困窮者は相談支援の窓口があっても実際に行くことが難しいため、まずは周りが気付いたり、声をかけたり、何かあったら相談ができるような存在になり、また、自分も見守られ上手になれるよう「お互いさん」という関係を築かなければならないことを学びました。</p>					
6月27日	第2回	子どもの人権	生徒支援・教育相談センター 教育相談担当 指導主事 山口 功さん	一般	73
<p>「子どもも保護者も笑顔になる接し方について」と題して、ロールプレイを交えながら子どもへの伝え方、ほめ方などをお話されました。子どもたちにとって一番幸せな時間は笑顔で過ごせることであり、おうちの人も笑顔でいることが基本。みんなが笑っている時間、なんの心配もなく過ごせる時間がたくさん増えていくことが人権ではないかと伝えられました。今回は、中央公民館をオンライン会場として設け、たくさんの方に聴いていただけました。</p>					
7月27日	第3回	同和問題 (トーク&コンサート)	音楽ユニットふれあい	一般	49
<p>「明日は笑いながらやってくる～歌&トークで感じる人権～」と題して、講師自身の経験談や歌に込められた想いを一つ一つ語りながら歌を交えて講演をしていただきました。戦争の醜さ、差別への怒りも語りつつ、命の大事さ、同士がいることの心強さ、愛についてもお話されました。また、参加された方と一緒に手話をしながら歌を唄い、会場全体が心温まる講演でした。</p>					
9月19日 10月14日	第4回	性的マイノリティの人権	LGBT理解啓発講師 佐藤 みどりさん	一般	北97 大138
<p>「自分らしくってなに？」と題して、LGBTの基礎知識だけでなく、講師自身の経験談から自分らしく生きることについてお話されました。幼いころに自分がLGBTだと気づき、30代でようやく自分を許せるまでの経験から、みんなが自分らしく生きられるよう、また、自分の普通を押しつけず違いを楽しもうという意味で「みんな違ってどうでもいい」という言葉を子どもたちに残されました。</p>					
11月21日	第5回	ひきこもりの状態にある人の人権	鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田 豊さん	一般	
<p>「ひきこもりについての理解と支援」と題して、お話をされる予定です。</p>					
12月12日	第6回	犯罪被害者等の人権	とっとり被害者支援センター 専務理事兼事務局長 森山 慎一さん	一般	
<p>「犯罪被害者の実像とその支援」と題して、お話をされる予定です。</p>					

計 395

・令和7年度 相談件数

活動内容	健康	環境	生計費	教育費	援護資金	人権	地域環境	地域組織	その他	計
4月									4	4
5月										0
6月									1	1
7月										0
8月								2	4	6
9月								1		1
10月							4	2	1	7
11月										0
12月										0
1月										0
2月										0
3月										0
計	0	0	0	0	0	0	4	5	10	19
前年同期	0	0	0	0	0	0	0	3	17	20
前年比	0	0	0	0	0	0	4	2	▲ 7	▲ 1

【健康】 病気に関すること 【環境】 地域の環境に関すること
【生計】 生活費に関すること 【組織】 地域に関すること
【教育費】 教育費用に関すること 【その他】 項目に当てはまらないもの
【人権】 人権に関すること (書類の確認・傾聴・提出物)

令和7年度 隣保館行事写真



絵本の読み聞かせ会



分かりやすいじんけんの話



おしゃべりサロン



ほくほく食堂



令和7年度 児童館行事自己点検表 (4月)

[参加者] 幼：幼児 小：小学生 中：中学生 高：高校生 保：保護者 B：ボランティア
 [満足度] A：とても楽しかった B：まあまあ楽しかった C：楽しくなかった
 [評] 自己採点 ◎期待される効果を大幅に上回る ○期待される効果の通り
 △期待される効果をやや下回る ×期待される効果がでなかった

◆職場体験教室「鳥取砂丘コナン空港へ行こう！」4月2日(水) 12:00~16:30

事業内容	目的・効果	参加者(人)	満足度(人)	振り返り	評
<ul style="list-style-type: none"> 空港見学 化学消防車、防災ヘリコプターの見学、記念撮影 飛行機の離発着の見学 コナン謎解きラリー 	<ul style="list-style-type: none"> コナンに会える 町北栄町のシンボルのコナンがふんだんに散りばめられている 空港に親しみをもち空港の設備や働いている人の努力を知り遠い存在の空港業を身近に感じる 	幼 2 小 14 高 1 保 4	A 14 B 2 C 0	<ul style="list-style-type: none"> 行事の申込みが定員オーバーとなり抽選を行っての参加だった。 バスの送迎でショートメールの伝え方が悪く入れ違いになかった子と、なかよし学級の子で欠席の情報が運転手さんから入り、こちらの勝手な判断で寄らず保護者に謝罪。送迎場所や緊急時、繋がる連絡先など館内で共有する等、改善が必要と感じた。 制限区域内へ立ち入り化学消防車の乗車や放水作業の様子、また、防災ヘリコプターの訓練の様子も見る事が出来た。最後に送迎デッキで飛行機の着陸の様子やコナンの謎解きラリーをして、子ども達は大満足でした。今回の見学で空港の設備や働いている人を身近に感じ興味を持って貰えたように感じた。 	◎

・参加者 大栄 13人 北条 10人

◆体験教室「チョコポップコーン作り」4月19日(土) 13:30~15:30

事業内容	目的・効果	参加者(人)	満足度(人)	振り返り	評
<ul style="list-style-type: none"> ポップコーンを作りチョコレート絡めてお菓子を作る ココアにマシュマロを浮かべてドリンクを作る 	<ul style="list-style-type: none"> 「お菓子を作る」という楽しい体験を通して豊かな想像力を育む 「やってみたい」という気持ちを大切にすることで子どもの主体性を尊重する 	幼 1 小 15 保 4	A 15 B 1 C 0	<ul style="list-style-type: none"> ポップコーンは誰もが食べた事があるけど作る経験はないと答えた子がほとんどでした。ポップコーンが何からできていてどんなふうになるのか、、、それを見た子どもたちの反応が想像通りのとてもいい反応でした。 ポップコーンが出来るまでのいい香り、、、弾ける様子を目で楽しんだり子どもたちの感覚を楽しみながら育てる機会になりました。 今回、大人の方にグループ1人ずつ入っていただき沢山のサポートをしていただきました。会話も弾み楽しい体験教室となりました。 	◎

・参加者 大栄 17人 北条 3人

令和7年度 児童館行事自己点検表 (5月)

[参加者] 幼：幼児 小：小学生 中：中学生 高：高校生 保：保護者 B：ボランティア

[満足度] A：とても楽しかった B：まあまあ楽しかった C：楽しなかった

[評] 自己採点 ○期待される効果を大幅に上回る ○期待される効果の通り
 △期待される効果をやや下回る ×期待される効果がでなかった

◆体験教室「お花で感謝を伝えよう♥」

5月10日(土) 13:30~15:00

事業内容	目的・効果	参加者(人)	満足度(人)	振り返り	評
<ul style="list-style-type: none"> 季節の花でアレンジメント体験をする メッセージカードを作る 	<ul style="list-style-type: none"> 季節の花を楽しむ 大切な人に感謝の気持ちを伝える 	幼 1 小 6 保 1	A 6 B 1 C 0	<ul style="list-style-type: none"> 花工房あげたけさんより子どもたちの喜ぶ姿や沢山の花に触れてもらいたいというお気持ちから予算以上の花の準備をしていただき感謝しております。 花のカットの仕方、はじめに生ける花等、簡単なポイントだけを説明しました。子どもたちの感性は素晴らしくあつという間にステキなアレンジメントができました。 家族や大切な人を思い花を生けている姿を見て豊かな心の育ちが養われたように感じます。 お迎えに来られた保護者の方が子どもたちからの「ありがとう!!」の言葉とお花を受け取られる姿はこの行事を開催できてよかったなぁ~と思う一面でした。 	◎

・参加者 大栄5人 北条3人

◆ボランティア体験教室「コナン通りをきれいにしよう&ごほうびドリンク作り」

5月31日(土) 13:30~16:00

事業内容	目的・効果	参加者(人)	満足度(人)	振り返り	評
<ul style="list-style-type: none"> コナン駅周辺、駅から出会いの広場までのコナン通り、米花商店街の美化作業。 美化作業終了後、ほくほくに帰りクリームソーダを作る。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの頃から地域の中でボランティアに慣れ親しむ環境を育む。 観光客に喜んでもらえるボランティア活動を体験することで地域を身近に感じる。 	幼 小 10 中 1 保 3	A 10 B 1 C	<ul style="list-style-type: none"> 屋外の活動なので安全面や熱中対策をしながら行う事が出来た。 コナン駅周辺から出会いの広場まで、道の両側に分かれて美化作業を行った。一見綺麗そうでしたが歩道の植え込み等に小さなゴミやタバコの吸い殻が結構あり、子ども達は宝探しをしているかのようにゴミを一生懸命に探している姿が印象的でした。 作業中、観光客の方に進んで挨拶をしたり観光客の方に「がんばっているね!」と声を掛けて貰い、嬉しそうに活動出来た。 ゴミの分別を子ども達と行ったが、一緒に分別することでゴミの種類等、学べてよかった。その後、ご褒美のクリームソーダを作って飲みましたが、ボランティア活動後のドリンクは格別だったようです。 	◎

・参加者 大栄9人 北条4人 町外1人

令和7年度 児童館行事自己点検表 (6月)

[参加者] 幼：幼児 小：小学生 中：中学生 高：高校生 保：保護者 B：ボランティア

[満足度] A：とても楽しかった B：まあまあ楽しかった C：楽しなかった

[評] 自己採点 ○期待される効果を大幅に上回る ○期待される効果の通り
 △期待される効果をやや下回る ×期待される効果がでなかった

◆創作教室「オリジナルバッグを作ろう！」

6月21日(土) 13:30~15:00

事業内容	目的・効果	参加者(人)	満足度(人)	振り返り	評
<ul style="list-style-type: none"> 無地の袋に好きなイラストをデコパージュしてオリジナルバッグを作る。 	<ul style="list-style-type: none"> ものづくりの楽しさや作った物を生活で使う喜びを味わう。 	幼 3 小 14 保 4	A 17 B 2 C	<ul style="list-style-type: none"> 5班に分かれて、班ごとにテーブルの上に並べたキャラクターの転写画像やペーパーナプキンを選ぶときも、どれにしようかな?と目をキラキラと輝かせ、自分のバッグのデザインをイメージしながら選ぶこともたちの姿がすごくかわいかったです。 ペーパーナプキンは薄く破けてしまったり、少し難しく苦戦してましたが、同伴の保護者さんが上手にサポートしてくださり 微笑ましい親子の時間が作れていたようです。 みんなに感想を言ってもらう時間がなかったですが、それぞれの作ったバッグをお互いに見せ合っていて嬉しそうにしていることもたちをみて、有意義な創作教室となったと感じました。 	◎

・参加者 大栄 14人 北条 7人

◆お魚教室「地域の生き物を探そう！」

6月28日(土) 9:30~11:30

事業内容	目的・効果	参加者(人)	満足度(人)	振り返り	評
<ul style="list-style-type: none"> 北栄町内の田んぼ用水路の魚等を採取し観察して中前先生に解説していただく。解説後その場所へリリースする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の生き物から環境を考え、自然を大切に出来る子どもを育てる。 自然を大切にすることで想像力を豊かにし行動力を身に着ける。 	幼 3 小 11 大 8	A 11 B 3 C	<ul style="list-style-type: none"> 出発前にタモの使い方と危険な生き物について学び、2人1組でバディ組み活動した。 屋外の活動なので安全面や熱中症対策をしながら出来た。 家族や親子の参加があり生き物探しを通して自然の豊かさを知ることが出来た。 中前先生のお話や採取した生き物の解説等、子ども達が興味深く聞いている姿がとても印象的だった。 今回も各箇所で見つかる絶滅危惧種を見つかることが出来、改めて北栄町の自然の素晴らしさを感じる事が出来た。 	◎

・参加者 大栄4人 北条12人 町外6人

令和7年度 児童館行事自己点検表 (7月)

[参加者] 幼：幼児 小：小学生 中：中学生 高：高校生 保：保護者 B：ボランティア

[満足度] A：とても楽しかった B：まあまあ楽しかった C：楽しなかった 11

[評] 自己採点 ○期待される効果を大幅に上回る ○期待される効果の通り
 △期待される効果をやや下回る ×期待される効果がでなかった

◆ほくほく食堂

7月25日(金) 9:30~13:30

事業内容	目的・効果	参加者(人)	満足度(人)	振り返り	評
<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの宿題などの学習。 ・人権学習「手話を学ぼう」 ・寄付品などで作った昼食を感謝しながら食べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの子どもの孤食対応と居場所づくり ・日常で使える簡単な手話を覚える。「にじ」の歌詞に手話をつけて歌う。 ・世代を超えた交流の中で思いやりや社会性を育てる。 	小 35 中 5 高 1 大 10	A B C	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年まで参加者だった子が中学生ボランティアとして宿題や人権学習等、子ども達に声を掛けながら関わる姿が頼もしく成長を感じた。 ・今回、北条側の参加者、ボランティアの方も増えたので良かった。 ・「手話を学ぼう！」では、日常で使える簡単な手話から始めて「にじ」の曲に合わせて手話うたをしましたが、みんなが一生懸命取り組んでいる中、数名の子が話をきちんと聞けず講師の方に注意される場面あり少し残念でした。 	◎

・参加者 地区5人 大栄31人 北条10人 町外5人

令和7年度 児童館行事自己点検表 (8月)

[参加者] 幼：幼児 小：小学生 中：中学生 高：高校生 保：保護者 B：ボランティア

[満足度] A：とても楽しかった B：まあまあ楽しかった C：楽しなかった

[評] 自己採点 ○期待される効果を大幅に上回る ○期待される効果の通り
 △期待される効果をやや下回る ×期待される効果がでなかった

◆科学実験教室「ドライアイスの実験」

8月2日(土) 13:30~15:00

事業内容	目的・効果	参加者(人)	満足度(人)	振り返り	評
<ul style="list-style-type: none"> ドライアイスを使って科学遊びをする。 夏休みの自由研究のテーマの選び方や方法について学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの科学する心・考える力・自然に対する豊かな感性を育てる。 	幼 1 小 9 保 1	A 10 B C	<ul style="list-style-type: none"> 吉田英司先生に講師をお願いして科学遊びを行いました。 目の前にドライアイスのかけらを少しずつ置いてもらい様子を見る事から始まり、水の中、お湯の中に入れたらどうなるのか?を予想して実験をしました。その他、ドライアイスでエアホッケー!ロウソクの火を消そう!風船を膨らまそう!空気砲を作ろう!音を出そう!シャーベットを作ろう!など沢山の実験を行いました。 行事での子どもたちの様子からもワクワクドキドキ感じている姿も見られ、「知らないことがわかって楽しい実験だった」「シャーベットがおいしかった」など感想を発表してくれました。 	◎

・参加者 大栄7人 北条2人 町外2人

◆みにほくほく食堂

8月6日(水) 9:30~13:30

事業内容	目的・効果	参加者(人)	満足度(人)	振り返り	評
<ul style="list-style-type: none"> 夏休みの宿題などの学習。 自由遊び 寄付品などで作った昼食を感謝しながら食べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休みの子どもの孤食対応と居場所づくり 世代を超えた交流の中で思いやりや社会性を育てる。 	小 14 中 3 高 3 大 2	A B C	<ul style="list-style-type: none"> 今回、大人のボランティアさんも少なかったため、高校生ボランティアさんには調理に入ってもらい、野菜を切ったり、ゆで卵の皮むきやかぼちゃの素揚げ等、沢山手伝ってもらい大活躍でした。また、中学生ボランティアさんには、宿題を見てもらったり、自由遊びの際、小学生の見守りをしていただきました。男の子を中心にしてくれる中学生、集団に入れない子に声を掛け優しく接してくれる中学生の姿があり、小学生もとても嬉しそうでした。 初めてボランティアをしてくれた中学生、また、北条小で初めて参加の子も「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶等、積極的に活動してくれている姿あり、とても良かった。 	◎

・参加者 大栄18人 北条4人

令和7年度 児童館行事自己点検表 (9月)

[参加者] 幼：幼児 小：小学生 中：中学生 高：高校生 保：保護者 B：ボランティア

[満足度] A：とても楽しかった B：まあまあ楽しかった C：楽しくなかった

[評] 自己採点 ◎期待される効果を大幅に上回る ○期待される効果の通り
△期待される効果をやや下回る ×期待される効果がでなかった

◆創作教室「ホイップデコでフォトフレーム作り」9月20日(土) 13:30~15:00

事業内容	目的・効果	参加者(人)	満足度(人)	振り返り	評
<ul style="list-style-type: none"> フォトフレームにホイップデコをしてオリジナルのフレーム作りをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ものづくりの楽しさや作った物を生活で使う喜びを味わう。 	幼 3 小 12 保 4	A 15 B C	<ul style="list-style-type: none"> コーキング剤をホイップクリームに見立ててフレームにデコレーションしました。職員がホイップの絞り方の見本を見せた後は各自がデコパーツを選びホイップしていきましました。絞り袋の握り方、力加減など難しい顔で作っていましたが慣れてくると笑顔でそれぞれがオリジナリティあふれる作品作りに夢中になっていました。 普段、家からもホイップデコ作業をしている子もほくほくで友達と作るとさらにたのしい!と、言ってくれたり写真を入れて飾りたいと言ってくれた子もいました。友達と一緒に楽しさや、作った物を大切に思う気持ちがわかりあたたかい気持ちになりました。 	◎

・参加者 大栄 14人 北条 5人

◆体験教室「お月見団子を作ろう！」

9月27日(土) 13:30~15:30

事業内容	目的・効果	参加者(人)	満足度(人)	振り返り	評
<ul style="list-style-type: none"> 「お菓子を作る」という楽しい体験を通して豊かな創造力を育む。 季節の行事を楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 白玉粉と豆腐でお団子作りをする。 	幼 1 小 14 保 4	A 15 B C	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の方の参加が4人あり1グループにそれぞれ入っていただいて子どもたちのサポートをお願いしました。団子を茹でる時にカセットコンロを使用したので保護者の方がいてくださり安心して行事を進める事ができました。 各テーブルで団子をこねた後は「茹でるブース」「みたらしあんを作るブース」「ココアパウダーで団子にお絵かきをするブース」保護者の方を中心に子どもたちは沢山の過程を経験して見事な団子を完成させました。 みたらしあんでは微妙な材料の分量違いや加熱時間によって弾力のあるあんになっているグループもありましたがそこも楽しい経験のひとつで皆で楽しんでいました。 	◎

・参加者 大栄 16人 北条 3人

令和7年度 児童館行事自己点検表 (10月)

[参加者] 幼：幼児 小：小学生 中：中学生 高：高校生 保：保護者 B：ボランティア

[満足度] A：とても楽しかった B：まあまあ楽しかった C：楽しくなかった

[評] 自己採点 ◎期待される効果を大幅に上回る ○期待される効果の通り
△期待される効果をやや下回る ×期待される効果がでなかった

◆体験教室「りんごの収穫をしよう！」 10月11日(土) 13:30~15:30

事業内容	目的・効果	参加者(人)	満足度(人)	振り返り	評
<ul style="list-style-type: none"> マイクロバスで阪本りんご園に出かけ、りんごの収穫作業の仕方を教えてもらい体験する。 	<ul style="list-style-type: none"> 北栄町の農業を知り、農家の方の努力と大変さを知る。 地域の農業に親しみを持つ。 	幼 6 小 11 大 13	A 18 B 0 C 0	<ul style="list-style-type: none"> 収穫体験は、子どもだけでなく保護者の方も興味を持たれたり、1・2年生は保護者同伴にしたところ一緒に参加される親子さんが10組もあり、初めて参加される方や北条側の参加も多かった。 阪本さんより、りんごの種類と特徴、また美味しいりんごの見分け方や取り方の説明後、参加者は思い思いのりんごを選び収穫。高い枝にあるものは、お父さんやお母さんに手伝って貰う姿もあり微笑ましかった。 親子で収穫する楽しさや自分で収穫した時の達成感等、普段味わえない貴重な体験と暑い中、収穫する農家の大変さや町内のりんご農家を知るきっかけにもなった。 	◎

・参加者 大栄 17人 北条 10人 町外 3

◆創作教室「手作りプラネタリウムを作ろう！」 10月18日(土) 13:30~15:30

事業内容	目的・効果	参加者(人)	満足度(人)	振り返り	評
<ul style="list-style-type: none"> 厚紙で正十二面体を作り好きな形に切って、プラネタリウムを作る 	<ul style="list-style-type: none"> ものづくりの楽しさや作った物を生活で使う喜びを味わう。 	幼 小 9 保	A 9 B C	今回の行事は型紙を切り抜く作業があり、通常のカッターは危なくないか？どうしたら安全に円滑に進められるかに試案しました。はじまりのあいさつから手順、注意も皆さんが静かに聞いてくれて作業がスタート、ペン型カッターに苦戦していましたが、とても静かに集中して作業をしていました。部屋を真っ暗にして、できたプラネタリウムをみんな一斉に点灯したときには、綺麗～！！と大歓声で、お友達の物と見比べたり、親子共々プラネタリウムを楽しんでおられました。全体を通して思ったことは、こだわりをもって自分が切り抜く子、難しいな！と感じた子は、保護者さんが切り抜き作業、フィルム貼りはこども担当と分担して、親子で協力してひとつの物を作り上げる様子は微笑ましく、こどもと過ごす有意義な時間になったと思いました。	◎

・参加者 大栄 6人 北条 3人

令和7年度 児童館行事写真



◆チョコポップコーン作り(4/19)



◆お花で感謝を伝えよう♥(5/10)



◆コナン通りをきれいにしよう
&ごほうびドリンク作り(5/31)



◆地域の生き物を探そう!(6/28)



◆ドライアイスの実験(8/2)



◆ホイップデコでフォトフレーム作り
(9/20)



◆りんごの収穫をしよう!(10/11)



◆手作りプラネタリウムを作ろう!
(10/18)

(ウ) その他 (共通項目含む)

令和7年度 年代層・月別利用者数

	幼児	小学生	中学生	高校生	成人	合計
4月	64	440	16	14	401	935
5月	60	493	9	5	548	1,115
6月	100	558	139	4	659	1,460
7月	69	600	25	5	581	1,280
8月	69	463	27	10	406	975
9月	86	542	4	1	562	1,195
10月	72	550	27	2	629	1,280
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計	520	3,646	247	41	3,786	8,240
前年同期	663	3,254	352	35	3,775	8,079
前年比	▲ 143	392	▲ 105	6	11	161

ほくほくボランティア登録状況 (R7.10.31現在)

【総数】	【希望分野】						その他
	学習支援	調理支援	食材提供	指導補助	自然体験	遊び支援	
117名	33	24	10	9	22	17	15
							見守り
							12

【事業名】	【参加人数】						実質人数
	学習支援	調理支援	食材提供	指導補助	自然体験	遊び支援	
●実績H30~R3	133	59	166	215	9	84	403
●実績R4	11	3	3	5	0	0	22
●実績R5	22	11	7	25	1	2	69
●実績R6	39	9	18	1	0	0	67
							合計
							561

○実績R7							
児童館行事				3			3
7月ほくほく食堂	6	6	7	1			20
8月ほくほく食堂	4	4	5				13
大菜ハハミシン補助	7						7
12月ほくほく食堂							
3月ほくほく食堂							
							合計
							43

(2) 令和8年度事業計画について
ア 隣保館事業

・令和8年度隣保館事業計画

領域	事業名	対象者	事業内容	実施頻度	備考
交流	おしゃべりサロン	一般向け	軽食の提供、見守り、高齢者・ひとり暮らしの方の交流	毎月1回	楽しめる企画と共に開催
	訪問	ほくほくプラザ周辺	事業ちらしの直接配布、安否確認	随時	
	各種教室	小学生～成人	習字	習字：月2回	
	ほくほく食堂	小学生～成人	孤食を防ぐ。居場所づくり。みんなで食事、遊び、学びをする。	年4回 (長期休業中)	児童館と合同開催 ※中学生・高校生・大人ボランティアあり
人権教育	ワークショップ	一般向け	ワークショップ方式	必要に応じ	
	研修・学習等	すべて	人権に関わる学習・交流	必要に応じ	現地研修 中3交流会 他
人権啓発	講演会	一般向け	分かりやすいじんけんの話 ※町計画15人権分野でテーマ設定	年7回	30人/回を想定、実施場所は適宜移動する
青少年育成	ビデオ上映	PTA・各種団体向け	必要なテーマ	必要に応じ	現地研修(教員)・PTA・自治会・保護者会・事業所研修など
	団体支援	PTA・各種団体向け	子どもに関わる団体などのサポート	必要に応じ	生涯学習出前講座など
広報	広報誌作成	一般向け	ほくほくプラザだよりの全戸配布	毎月1回	
	ホームページ	一般向け	事業紹介等	随時	
施設	貸館	一般向け	貸館	必要に応じ	
	相談	一般向け	人権、生活上の相談	必要に応じ	

・定期開催

実施日	事業名	参加者
毎月1回	避難訓練	来館者等

令和8年度 分かりやすいじんけんの話(案)

【方針】

・「北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」の15人権分野を5年以内にすべて実施する。(4年目)

【5月】個人情報保護の基本的な考え方やルール、個人情報保護法改正や、部落差別の実態を知り、マイナンバー制度導入など最近の個人情報をめぐる問題について理解を深めることで、町民すべての、基本的人権が尊重され、誰もが安心して生活できる町づくりを推進します。

【6月】「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行され、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくるという目的を町民に広く周知・啓発し、障がいに対する正しい知識と理解を深めてもらうことで誰もが暮らしやすい町づくりを推進する。

【7月】同和問題を自分の問題として考えられる講演・啓発を行う。講演形式以外の形式(弾き語り、漫才など)にすることで、小中学校保護者など若い世代の参加増が見込まれる。また、音楽を通し心で感じる人権学習として広く周知されつつあるため毎年開催している。

【9月/10月】セクシュアルマイノリティがどうかに関わらず、一人ひとりが違うということ、そして、すべての人が自分らしく生きていくためにまずは知ることを目的として町内2つの中学校で開催し、生徒と保護者・町民が同じテーマで共に学ぶ。

【11月】2019年4月「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立されたが、本来求められていた先住民族の権利保障は十分ではありません。アイヌの人たちの人権や文化、歴史を理解を深めるため、今回は映画上映会という形で啓発講演を実施します。

【12月】日本は現在「超高齢社会」と呼ばれるほど高齢者人口が増加し、それに伴い、高齢者だけの世帯、さらには、ひとり暮らしの高齢者が増えています。長年にわたり社会を支えてきた高齢者を尊敬し、地域社会の重要な一員として健康で生き生き活躍できるよう啓発します。

実施月	対 象	テ ー マ	講 師	報 償 費
5月	大人	⑫個人のプライバシーに関する人権	未定	15,000円/町外
6月	大人	②障がいのある人の人権	未定	15,000円/町外
7月	大人	①同和問題(部落差別)	未定	100,000円/県外
①9月 ②10月	大人	⑩性的マイノリティの人権	未定	130,000円/県外
11月	大人	⑮様々な人権(アイヌの人々)	未定	15,000円/町外
12月	大人	⑤高齢者の人権	未定	15,000円/町外

「北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」人権分野	R5	R6	R7	R8	R9
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①同和問題(部落差別)	●	●	●	●	
②障がいのある人の人権				●	
③男女共同参画に関する人権		●			
④子どもの人権			●		
⑤高齢者の人権	●			●	
⑥外国人の人権	●				
⑦感染症等の病気にかかわる人の人権	●				
⑧刑を終えて出所した人の人権	●				
⑨犯罪被害者等の人権			●		
⑩性的マイノリティの人権	●	●	●	●	
⑪生活困窮者の人権			●		
⑫個人のプライバシーに関する人権				●	
⑬インターネットにおける人権		●			
⑭ユニバーサルデザインの推進		●			
⑮ 様 々 な 人 権	・アイヌの人々			●	
	・ひきこもりの状態にある人の人権		●		
	・北朝鮮当局によって拉致された被害者等				
	・職場における人権		●		
	・災害被害者等				
★SDGsの推進					

SDGsは、「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、17のゴールの達成をめざしています。

イ 児童館事業

令和8年度 児童館事業計画（案）

ほくほくプラザ（児童館）では人権尊重を基本とし、児童健全育成と資質向上を目的とした事業を展開する。また、子ども会他の地域組織活動の育成の支援を行う。

主な内容・安全で健全な遊びの場の提供

- ・季節行事や体験活動等の実施による情操育成
- ・人を大切にし互いに思いやる心の育成
- ・将来に向け必要な力と地域への親しみ・愛着を地域と共に育む



実施月	事業名	目的	事業内容	効果	SDGs番号
4月	体験教室「かっこ館に行こう！」	鳥取県の海に棲んでいる魚たちを知る。	水族館の見学。	自然環境へ興味を持つ。	4.11 14
	創作教室「レジンでキーホルダー作り」	物を作る楽しさや、作った物を生活で使う喜びを味わう。	透明な樹脂に好みのパーツやデザインを閉じ込めて作る。	想像力や表現力を養う。	4.11
5月	創作教室「お花で感謝を伝えよう！」	大切な人に感謝の気持ちを伝える。	季節の花でアレンジメント体験をする。	想像力や表現力を養う。	4.11
	ボランティア体験教室「コナン通りをきれいにしよう！」	ボランティアに慣れ親しむ。体験を通して地域を身近に感じる。	コナン駅周辺・コナン通り・米花商店街の美化活動をする。	地域に奉仕する心を育てる。	4.11 15.17
6月	体験教室「パン作りをしよう！」	調理を学ぶ。	生地を作りオープンで焼く。	想像力や感性を育てる。	4.11
	親子自然体験教室「地域の生き物を探そう！」	北栄町の川の生態系を知る。	川に入り魚を捕まえて観察する。	川を綺麗にする意識を持つ。	4.11 14
7月	ほくほく食堂	孤食を防ぐ。居場所づくり。	みんなで食事、遊び、学びをする。	豊かな人間性と社会の向上を図る。	4.11
8月	体験教室「楽しい科学実験」	科学する心、考える力、自然に対する豊かな感性を育てる。	身近な物を使って実験体験をする。	学習に興味を持ち、学ぶ楽しさを知る。	4.11
	ほくほく食堂ミニ	孤食を防ぐ。居場所づくり。	申し込みのあった自由来館の子どもたちに食事の提供をする。	地域の方と関わりを持ち、支え合う関係づくりを育てる。	4.11

9月	創作教室「メモスタンドを作ろう！」	物を作る楽しさや、作った物を生活で使う喜びを味わう。	切り株コースターを使ってメモスタンドを作る。	想像力や表現力を養う。	4.11
	職場体験教室「TCCでアナウンサー体験」	テレビ映像がどのように制作されているのかを知る。	アナウンサー体験、局内見学をする。	仕事への関心、興味を持つ。	4.11
10月	創作教室「ランプシェード作り」	物を作る楽しさや、作った物を生活で使う喜びを味わう。	風船に毛糸を巻いてランプシェードを作る。	想像力や表現力を養う。	4.11
	体験教室「ハロウィンお菓子作り」	調理を学び、季節の行事を楽しむ。	ハロウィンカラーのお菓子を作る。	調理に興味を持ち、協調性を養う。	4.11
11月	体験教室「親子ヨガ」	親も子も一緒にリラックスできる時間を持つことで心穏やかなひとときを共有する。	親子または2人ペアでヨガ体験をする。	正しい姿勢が身につき集中力を育む。	4.11
	創作教室「船上山でクリスマスリース作り」	物を作る楽しさや、作った物を生活で使う喜びを味わう。	船上山少年自然の家でクリスマスリースを作る。	想像力や表現力を養う。	4.11
12月	ほくほく食堂	孤食を防ぐ。居場所づくり。	みんなで食事、遊び、学びをする。	豊かな人間性と社会の向上を図る。	4.11
1月	体験教室「お正月遊びを楽しもう！」	季節の行事を楽しむ。	昔ながらの遊びを楽しむ。	豊かな心を育むみ、協調性を養う。	4.11
	体験教室「恵方巻作り」	調理を学び、季節の行事を楽しむ。	由来を伝え恵方巻を作る。	調理に興味を持ち、協調性を養う。	4.11
2月	体験教室「バレンタインお菓子作り」	調理を学び、季節の行事を楽しむ。	チョコレートを使用したお菓子作りをする。	調理に興味を持ち、協調性を養う。	4.11
	木工教室「プランター作りをしよう！」	物を作る楽しさや、作った物を生活で使う喜びを味わう。	木を使ってプランター作りをする。	想像力や表現力を養う。	4.11
3月	ほくほく食堂	孤食を防ぐ。居場所づくり。	みんなで食事、遊び、学びをする。	豊かな人間性と社会の向上を図る。	4.11

領域	事業名	対象者	事業内容	実施頻度	SDGs番号
交流	親子会・子ども会サポート出前講座	幼児～小学生とその保護者	親子会・子ども会に読み聞かせ会やレクリエーションなどの出前講座に出向き、交流	随時	4.11 17

○北栄町隣保館の設置及び管理に関する条例

平成17年10月1日

条例第103号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、北栄町隣保館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業及び、部落差別をはじめあらゆる人権問題の解決のため、北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の理念のもと各種事業を実施し、地域社会における福祉の向上と住民交流の拠点となる施設として、北栄町隣保館(以下「隣保館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北栄人権文化センター	北栄町大島1046番地6

(事業)

第4条 隣保館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保事業
- (2) 部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための人権啓発に関する事業

(職員)

第5条 隣保館に館長その他職員を置く。

- 2 館長は、町長の命を受け館務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 3 職員は、館長の命を受け館務に従事する。
- 4 館長は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(運営審議会)

第6条 隣保館の適正な運営を図るため、隣保館に運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員の定数は、15人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員は、町長が委嘱する。

(審議会の役員)

第7条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(利用の許可)

第9条 隣保館を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

(利用の制限)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設及び備品を滅失し、又は破損するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) その他管理上支障があると認められるとき、又は利用が不相当と認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第11条 町長は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又は規則等に違反したとき。

(2) 館長の指示に従わないとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(使用料)

第12条 第2条に規定する設置目的以外に利用するときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 町長は、特に必要と認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復)

第14条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に回復した後、館長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、利用中に施設、設備又は備品を滅失し、又は破損したときは、町長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の北条町立隣保館の設置及び管理に関する条例(昭和60年北条町条例第5号)又は大栄町立隣保館設置及び管理に関する条例(昭和60年大栄町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月23日条例第13号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第17号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月20日条例第13号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月18日条例第8号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時
会議室	220円	220円	440円

会議室以外の各室	160円	160円	330円
備考	申込み時間を超過して利用する場合の使用料は、超過時間1時間(30分以上は1時間とみなす。)につき110円を加算する。		

○北栄町児童館の設置及び管理に関する条例

平成17年10月1日

条例第95号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、北栄町児童館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 児童に健全な遊びを与え、幼児及び少年を集団的及び個別的に指導して児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を発揮するため、北栄町児童館(以下「児童館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北栄町児童館	北栄町大島1046番地6

(管理)

第4条 児童館は、町長が管理する。

(事業)

第5条 児童館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健全育成に関すること。
- (2) その他児童の資質向上に関する総合的なこと。
- (3) 子ども会の育成、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図ること。

(職員)

第6条 児童館に館長、児童厚生員を置く。

- 2 館長は、町長の命を受け館務を掌握し、職員を指揮監督する。
- 3 児童厚生員は、館長の命を受け館務に従事する。

4 館長及び児童厚生員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(児童館運営委員会)

第7条 児童館の適正な運営を図るため、各児童館に運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員の定数は、15人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会の委員は、町長が委嘱する。

(利用の許可)

第8条 児童館を利用しようとするものは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。また、許可に係る事項を変更するときも、同様とする。

(利用制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

(1) 風俗又は公安を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(3) その他不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 町長は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又は規則等に違反したとき。

(2) 館長の指示に従わないとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(原状回復)

第11条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に回復した後、館長に

届け出なければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、利用中に施設備品その他物品を滅失し、又は損傷した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、町長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の北条町立大野児童館設置及び管理に関する条例(昭和55年北条町条例第16号)又は大栄町立児童館設置及び管理に関する条例(昭和60年大栄町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月23日条例第14号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第16号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日条例第13号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月18日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。